

防衛庁訓令第28号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条及び第36条並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条から第27条まで、第31条及び第36条の規定に基づき、航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

昭和37年4月23日

防衛庁長官 藤枝 泉介

航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令

改正 昭和41年3月29日空自訓第3号
昭和42年12月26日庁訓第40号
昭和44年12月17日庁訓第42号
昭和47年9月18日庁訓第46号
昭和48年3月31日庁訓第16号
昭和50年4月17日庁訓第24号
昭和52年12月19日庁訓第39号
昭和53年1月13日庁訓第1号
平成4年3月18日庁訓第8号
平成5年3月4日庁訓第3号
平成8年2月28日庁訓第5号
平成9年3月28日庁訓第6号
平成12年3月24日庁訓第23号
平成14年3月18日庁訓第4号
平成19年12月25日省訓第166号
平成28年12月9日省訓第70号
令和5年6月30日省訓第61号
令和5年12月8日省訓第112号

（航空学生）

第1条 航空機の操縦若しくは戦術航法（航空機の航法並びに航空機に乗り組んで行う戦術情報の処理及び戦術の決定に関する業務をいう。以下同じ。）又は航空機による偵察に関する基礎的知識又は技能の習得を本務としている海士長、1等海士若しくは2等海士又は空士長、1等空士若しくは2等空士である自衛官を航空学生と称し、海曹候補者又は空曹候補者に指定する。

2 航空学生は、自衛隊法第36条第1項の規定の適用を受けないものとする。

（任用）

第2条 日本の国籍を有する者で次の各号のいずれかに該当する年齢18歳以上23歳未満であつて航空学生試験に合格したものは2等海士たる自衛官に、年齢18歳以上24歳未満であつて航空学生試験に合格したものは2等空士たる自衛官にそれぞれ採用し、航空学生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現に任命されている階級において又はこれと同位の階級の海上自衛官若しくは航空自衛官に転官させて航空学生を命ずる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は航空学生試験の日以後における最初の3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 学校教育法による高等専門学校3年の課程を修了した者又は航空学生試験の日以後における最初の3月末日までに修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

2 航空学生たる自衛官の採用、航空学生の命免並びに航空学生の任命に際しての補職及び入校又は教育入隊の発令は、海上幕僚長又は航空幕僚長が行う。

（試験）

第3条 航空学生試験は、次の各号に掲げる方法によつて行う。

(1) 筆記試験

(2) 身体検査

(3) 適性検査

(4) 口述試験

- 2 前項第1号の筆記試験は、国語、数学及び英語の3科目並びに地理歴史、公民又は理科のうち1科目につき、学校教育法に定める高等学校卒業程度の学力について行う。
- 3 第1項第2号の身体検査は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第4条第3号に定める基準により行う。
- 4 海上幕僚長及び航空幕僚長は、航空学生試験に関し必要な事項につき協議するものとする。

（教育訓練）

第4条 航空学生の教育訓練に関しては、別に定める。

- 2 海上幕僚長又は航空幕僚長は、航空学生で同期の者ととともに所定の教育訓練を修了することができないと認める者については、次期以降の者ととともに所定の教育訓練を受けさせることができる。

（昇任）

第5条 航空学生たる自衛官として採用した者の昇任は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 採用後おおむね6月を経過した際に、1等海士又は1等空士に昇任させる。
- (2) 1等海士又は1等空士に昇任後おおむね6月を経過した際に海士長又は空士長に昇任させる。
- (3) 航空機の操縦若しくは戦術航法又は航空機による偵察に関する基礎的知識又は技能の習得を本務としている者にあつては、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第11条第1項第2号に規定する航空学生課程を修了し、航空学生を命ぜられた日からおおむね2年を経過したとき又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第22条に規定する航空学生課程を修了したときに、3等海曹又は3等空曹に昇任させる。
- 2 第2条第1項ただし書の規定により航空学生を命ぜられた者は、同項本文の規定により2等海士又は2等空士に採用された同期の者が通常当該階級に昇任する時期までは当該階級にとどめ、以後前項の規定の例により当該同期の者ととともに昇任させるものとする。
- 3 前条第2項の規定により次期以降の者ととともに教育訓練を受けることとなる者は、当該次期以降の者が通常当該階級に昇任する時期までは当該階級にとどめ、以後第1項の規定の例により当該次期以降の者ととともに昇任させるものとする。

（航空学生を免ずる場合）

第6条 航空学生たる自衛官が次の各号のいずれかに該当する場合は、航空学生を免ずるものとする。

- (1) 成績の不良又は心身の故障のため所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合
- (2) 航空学生としてふさわしくない行為があつた場合
- (3) 前各号のほか、航空学生としてその職務に必要な適格性を欠く場合

（営舎内居住）

第7条 航空学生は、営舎内に居住しなければならない。

附 則（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に操縦学生として任用されている者は、この訓令の規定による航空学生として任用されたものとみなす。
- 3 この訓令施行の際、海上自衛隊の学校等における教育訓練に関する訓令（昭和34年海上自衛隊訓令第38号）第22条に規定する操縦学生後期基礎課程又は航空自衛隊の学校及び教育部隊における教育訓練に関する訓令（昭和34年航空自衛隊訓令第11号）第19条に規定する操縦学生基本課程を修了したのち操縦学生を免ぜられ現に海士長又は空士長の階級にある者は、自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）の規定にかかわらず、海士長又は空士長に昇任後おおむね1年9月を経過し、かつ幕僚長が定める試験に合格した場合に、3等海曹又は3等空曹に昇任させることができる。

附 則

この訓令は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年12月8日から施行する。